

足場の組立て等の業務に係る特別教育

平成27年7月1日より施行された改正労働安全衛生規則において、足場の組立て、解体又は変更の作業(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)に従事するときは、特別教育を修了していることが必要となりました。

作業に従事する前に特別教育を受講しましょう！

8月開催

■受講が必要となる作業Q&A

- Q ▶ 内装工事などで使用される脚立足場の組立て等の作業も特別教育は必要ですか？
A ▶ 脚立足場やローリングタワーの組立て等の作業に就く場合も特別教育が必要です。
- Q ▶ 足場の組立て等の作業で特別教育が必要になる高さはどのくらいですか？
A ▶ 高さに制限はありません。よって、足場の組立て等の業務に就く方は必ず特別教育を終了している必要があります。

■教材

建災防が作成したテキスト「足場の組立て等作業従事者必携」、「内部工事用足場編<サブテキスト>」及び視聴覚教材(DVDを含む)を使用します。

■受講費

8,800円 (税込み 受講料 7,900円・テキスト代 900円)

開催日	講習時間	会場		定員
平成30年8月4日(土)	9:00~16:10 (休憩含む)	綾部市	綾部建設会館	24名

■カリキュラム

区分	科目	範囲	時間
学科教育	I 足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図、足場の組立て、解体及び変更の作業の方法、点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更作業の方法	3時間
	II 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候における作業の方法	30分
	III 労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間30分
	IV 関係法令	法、令及び安衛則中の関係条例	1時間
合計時間			6時間

■申込方法

「安全衛生教育受講申込書」にて建災防京都府支部へ郵送もしくは窓口でお申込み下さい。
電話・FAXでの申込みは不可。7日前までにお申込み下さい。定員に達し次第締切ります。



建設業労働災害防止協会 京都府支部

〒604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入ル 京都建設会館 3階

TEL 075-231-6587 Fax 075-251-0058

建災防京都

検索